

## 無認可共済

制度調査部  
堀内勇世

### ちょっとキーワード3

#### 【要約】

2004年12月14日に、金融審議会金融分科会第二部会の報告書「根拠法のない共済への対応について」に公表された。

これは、いわゆる「無認可共済」に対する規制強化をうたったものである。

ここでは、話題のキーワードとして、「無認可共済」を、ごくごく簡単であるが解説する。

「無認可共済」とは、

特別の法律上の根拠なく任意団体等が行う共済事業のこと。「**根拠法のない共済**」とも呼ばれる。

#### < 「共済事業」とは >

特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業のこと。

共済に事業には、「**根拠法を有する共済**」のほかに「**根拠法のない共済（無認可共済）**」が存在する。

現在まで、共済事業については、自発的な相互扶助を基礎として、共同して社会生活を営む者が将来の危険に対して共同して生活の安定を図ろうとするものであり、基本的には保険業法による規制は不要とされてきた。

なお、金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律）は、適用されている。

#### < 「**根拠法を有する共済**」 >

代表的な例として、農業協同組合（JA：農業協同組合法）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済：消費生活協同組合法）、全日本火災共済協同組合連合会（日火連：中小企業等協同組合法）等の行う共済がある。

「**根拠法を有する共済**」は、保険業法の規制は受けないが、保険業法に代わる特別の法律の規制を受け、主務官庁の監督を受けて事業を行っている。



## < 「根拠法のない共済（無認可共済）」に規制の網 >

「根拠法のない共済（無認可共済）」についてのトラブルも増えてきている。例えば、オレンジ共済の事件などが存在する。

そこで、2004年（平成16年）12月14日に、**金融審議会金融分科会第二部会**が公表した**報告書**、「**根拠法のない共済への対応について**」では、契約者などの保護や公正な競争条件の観点から、「根拠法のない共済（無認可共済）」に対して、一定の規制をかけることを提言した。

報告書では、「根拠法のない共済（無認可共済）」には、原則として保険業法の規制を適用することを提言している。

ただし、一定の事業規模の範囲内で、少額短期の保障のみを提供する事業者（以下「**少額短期保障事業者**」という。）については、その業務の特質を踏まえて、保険業法に特例を設けることが提言されている。例えば、次のようなことを想定している。

参入規制等	免許制でなく、登録制等にする。
責任準備金	保険会社と同様、支払備金、未経過保険料等の責任準備金の積立てを義務付ける。
資産運用規制	保険会社のような幅広い資産運用は認めず、流動性の高い預金や国債等による運用を義務付ける。
情報開示	保険会社と同様、事業年度ごとに業務・財産の状況に関する説明書類を作成。一定以上の規模の事業者については外部監査を義務付ける。
検査・監督	行政当局の検査・監督の対象とする。
セーフティネット	保証金の供託の制度などにより破綻時の損失が限定されるとの前提から、セーフティネットを設けないことも選択肢としている。

既存の事業者を考慮して、移行期間を設けることなども提言されている。

また、現状においては未だ実態の全貌を把握しきれていない部分もあると考えられることなどを理由として、制度施行後一定期間（例えば5年を目途）経過後にその妥当性の検証を行うことが不可欠であるとしている。

## < 今後のスケジュール >

2005年（平成17年）の通常国会に法案が提出される見込みである。

## < 参照資料 >

### 【金融庁HPの公表資料】

金融審議会金融分科会第二部会の報告書、「根拠法のない共済への対応について」  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryou/kinyu/dai2/f-20041214\\_d2sir/a.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/kinyu/dai2/f-20041214_d2sir/a.pdf)